

板橋区家庭福祉員制度運営要綱

(昭和57年3月27日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、児童の保育に技能と経験を有する者として区が認定した家庭福祉員（以下「家庭福祉員」という。）が、就労等の理由により保護者が養育できない児童を家庭的環境の中で保育することにより、児童福祉の向上と女性の社会活動への参加を推進することを目的とする。

2 前項の目的を達成するために、区は、家庭福祉員に児童の保育を委託し、互いにパートナーとして協力して、板橋区の進める保育サービスの向上に努めることとする。

3 家庭福祉員制度運営にあたり、設備等の基準については、東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年板橋区条例第26号。以下「条例」という。）による。

(家庭福祉員の資格)

第2条 家庭福祉員として第6条の認定を受ける者は、条例第8条及び第23条第2項の規定を満たし、前条に定める目的を理解し、児童に対して深い愛情を持ち、次の各号の要件を備えている者でなければならない。

- (1) 区内に居住する満25歳から満65歳までの者（満65歳に達した年度の3月31日までの者を含む。）であること。ただし、新に家庭福祉員の認定を受ける者については、満62歳までの者とする。
- (2) 児童保育の経験を有していること。
- (3) 家庭生活が健全であること。
- (4) 本人及び家族が健康であること。
- (5) 6歳未満の児童（受託児童を除く。）を養育していないこと。

(家庭福祉員の年齢制限)

第3条 家庭福祉員は、満65歳までの者（満65歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者を含む。）とする。ただし、当該家庭福祉員に継続の意思があり、区長が特に認めた場合は、翌年の3月31日までに限り家庭福祉員を継続できるものとする。

(施設等の基準)

第4条 受託児童を居宅等で保育する施設（以下「在宅保育施設」という。）の基準は、条例で定める基準のほか、次のとおりとする。

- (1) 家庭福祉員の居宅、賃貸アパート等、保育を実施するのに適切と区長が認めた場所とすること。
- (2) 保育専用室として通風採光のよい面積9.9平方メートル（ただし、3人を超えて保育する場合は、3人を超える児童1人につき3.3平方メートルを加算）以上の部屋を1階に有すること。ただし、建物が耐火構造であり、かつ、避難設備を備えている場合は、2階又は3階でも差し支えない。

(指定施設)

第5条 前条の規定は、家庭福祉員が東京都板橋区ベビールーム設置運営要綱（平成8年9月5日区長決定）に定める施設（以下「ベビールーム」という。）において受託児童を保育する場合には、適用しない。

(家庭福祉員の申込み及び認定)

第6条 家庭福祉員になろうとする者は、次の書類をとりそろえて区長に申し込まなければならない。ただし、本人又は同居の親族の所有する家屋を保育施設とする場合は第4号、条例第23条第2項に規定する研修修了者は、第6号を除く。

- (1) 家庭福祉員申込書（別記第1号様式）
- (2) 健康診断書（別記第2号様式）
- (3) 履歴書（別記第3号様式）
- (4) 借家貸主承諾書（別記第4号様式）
- (5) 家族全員の住民票の写し
- (6) 保育士等の資格を証明する書類

2 区長は、前項により申込みがあった場合は、第2条に定める資格要件及び第4条に定める保育施設の基準に基づき審査し、適当と認めるときは、家庭福祉員として認定する。

3 区長は、前項の規定により、家庭福祉員の認定を行った者に対し、家庭福祉員認定通知書（別記第5号様式）を交付し、家庭福祉員台帳（別記第6号様式）に登録する。

4 区長は、家庭福祉員として認定することができない者に対し、家庭福祉員認定却下通知書（別記第7号様式）により通知する。

（家庭福祉員委託契約）

第7条 区長は、前条の規定により家庭福祉員として登録された者の中から、必要と認める範囲で家庭福祉員委託契約を締結するものとする。

2 区長は、前項の契約を締結したときは家庭福祉員表示板（別記第8号様式）を当該家庭福祉員に交付する。ただし、家庭福祉員がベビールームにおいて受託児童を保育する場合を除く。

（家庭福祉員の辞退）

第8条 家庭福祉員は、児童を保育できない事情が生じたときは、家庭福祉員辞退届（別記第9号様式）により、区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の届出を受理した場合は、家庭福祉員台帳から削除するとともに、家庭福祉員辞退承認書（別記第10号様式）により当該家庭福祉員に通知し、家庭福祉員表示板を返還させるものとする。

（家庭福祉員の認定の取消）

第9条 区長は、家庭福祉員が次の各号のいずれかに該当する場合は、家庭福祉員の認定を取り消し、家庭福祉員台帳から削除するとともに、家庭福祉員認定取消通知書（別記第11号様式）により当該家庭福祉員に通知し、家庭福祉員表示板を返還させるものとする。

- (1) 第2条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第4条の基準を満たさなくなったとき。
- (3) 第20条の定めに従わず、不適当と認められるとき。
- (4) 家庭福祉員又はその家族が拘禁刑以上の刑に処せられた場合
- (5) その他区長が必要と認めるとき。

2 第8条又は、前項の規定により年度の途中において家庭福祉員が欠員となり、受託児童の保育が困難となった場合、在宅保育施設の家庭福祉員においては、第2号又は第4号の措置を講ずることとし、ベビールームにおいては、第1号から第4号までの措置を講ずることとする。ただし、措置の優先順位は、各号の順序のとおりとする。

- (1) 家庭福祉員を当該ベビールームに増員する。

- (2) 受託児童を他の家庭福祉員又はベビールームへ紹介する。
- (3) 当該ベビールームの他の家庭福祉員が第13条の規定に基づく補助者を雇用し受託児童を保育する。
- (4) 受託児童を認可保育所等で保育する。

(保育の中止)

第10条 区長は、家庭福祉員が感染性の疾患にかかったとき、その他児童を保育することが適当でない事由が生じたときは、その事由が消滅するまでの間、受託児童の保育を中止させるものとする。

(受託児童)

第11条 受託児童は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 保育の必要性があること。
- (2) 区民であること（現に居住している場合に限る。）。
- (3) 産休明けから3歳未満であること。
- (4) 健康であること。
- (5) 当該家庭福祉員と3親等以内の親族関係にないこと。

2 前項第3号の児童の年齢は、保育受託を開始する年度の初日の前日における年齢とし、その年度中において同年齢とみなす。

(受託児童の定員)

第12条 家庭福祉員が保育する児童は、家庭福祉員1人につき3人以内（在宅保育施設において保育室を2階又は3階に設ける場合は、2人以内）とする。ただし、家庭福祉員が次条に規定する補助者を雇用し、在宅保育施設において2人で保育する場合は、5人以内（保育室を2階又は3階に設ける場合は、4人以内。）とする。

(補助者の条件及び届出)

第13条 家庭福祉員が雇用する家庭的保育補助者は、条例第23条第3項の規定を満たし、次の各号の要件を備えている者でなければならない。

- (1) 心身健全な満25歳から満65歳までの者（満65歳に達した年度の3月31日までの者を含む。）で、かつ、保育経験を有すること。
- (2) 補助する家庭福祉員の在宅保育施設又は、ベビールームにおいて、現に養育している児童を保育しないこと。
- (3) 家庭福祉員及び補助者のうち1人は、保育士の資格を有すること。

2 補助者は、家庭福祉員の指示を受けて、保育に従事しなければならない。

3 家庭福祉員は、在宅保育施設において4人以上（保育室を2階又は3階に設ける場合は、3人以上）児童を預かる場合、補助者を配置しなければならない。

4 家庭福祉員は、補助者による保育を開始する前に家庭福祉員補助者届（別記第12号様式）により区長に届け出なければならない。

5 ベビールームの家庭福祉員が補助者を雇用する場合は、当該ベビールームの家庭福祉員が病気等の理由により長期間欠員となったとき、又は年度の途中で家庭福祉員を辞退したとき等緊急かつ、やむを得ない場合に限る。

6 前項の規定により補助員を雇用する場合は、事前に区と協議しなければならない。

(労働条件の明示)

第14条 家庭福祉員は雇用するすべての者に、労働基準法第15条のとおり労働条件を明示しなけれ

ばならない。

(保育の日及び時間)

第15条 児童の保育日は、原則として、次の各号に掲げる日を除く毎日とする。

- (1) 家庭福祉員（ベビールームを除く）については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。ただし、土曜日については、家庭福祉員が保育可能な場合は保育することができる。
- (2) ベビールームの家庭福祉員については、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
- (4) 家庭福祉員が年次休暇（4月1日から翌年3月31日までの間において20日以内とする。ただし、年次休暇の8割以上は、代替保育を行うよう努める。）をとった日

2 開所時間及び受託児童の保育時間は、次の各号に掲げるものとする。ただし、家庭福祉員が、区長の指定する研修、健康診断等に参加するときは、保育時間を短縮することができる。

- (1) 保育標準時間認定の児童は、午前8時30分から午後6時までを開所時間とし、保育時間は開所時間の中で家庭福祉員と保護者が協議して定める。
- (2) 保育短時間認定の児童は、午前8時45分から午後4時45分までを開所時間とし、保育時間は開所時間の中で家庭福祉員と保護者が協議して定める。

3 保護者の勤務の都合その他事情により保育の必要があるときは、家庭福祉員と保護者が協議して保育時間を延長することができる。延長保育を実施する場合は、延長保育実施届（別記第25号様式）により速やかに区長に報告しなければならない。

(賠償責任保険及び団体傷害保険)

第16条 家庭福祉員は、次の各号に定める額以上の家庭福祉員賠償責任保険及び団体傷害保険に加入するものとする。

- | | | |
|------------|----------|----------|
| (1) 賠償責任保険 | 1回の事故につき | 3億円 |
| | 1人の事故につき | 4,000万円 |
| (2) 団体傷害保険 | 死亡・後遺障害 | 100万円以上 |
| | 入院1日につき | 1,500円以上 |
| | 通院1日につき | 1,000円以上 |

(保護者負担)

第17条 受託児童の保護者が家庭福祉員に対して支払う保育費用及び延長保育料の額は、次のとおりとする。

- (1) 保育費用（月額）
板橋区が別途定める額とする。
- (2) 延長保育料
第14条第2項各号に定める開所時間以外の延長保育料は、家庭福祉員と保護者で協議して決める。
- (3) その他の実費負担
オムツなど直接必要なものを家庭福祉員が用意することについて、家庭福祉員と保護者で協議し、保護者が同意した場合は、別に保護者が実費を負担する。
この場合において、家庭福祉員は保護者から実費を徴収した時には、保護者に対してその収支に関する報告をするものとする。

(保育委託の申込及び紹介)

第18条 児童の保育を委託しようとする保護者は、区長に申し込まなければならない。

2 区長は、前項による申し込みがあったときは、第11条の規定に基づき当該児童の状況及び必要事項を調査する。

3 区長は、当該児童が家庭福祉員の受託児童としての条件を備えていると認めた場合は、保育所等入所選考会議において保育の必要性を確認し、受託児童を選考し、適当と認められる家庭福祉員に、紹介する。この場合において、第3条ただし書きに規定する家庭福祉員に対して新たに紹介する児童は、2歳の児童に限るものとする。

4 第1項の規定による申し込みに対して、次の各号のいずれかに該当するときは、保育委託を不紹介とし、通知する。

- (1) 第11条に規定する要件を満たしていない場合
- (2) 家庭福祉員保育委託の要件を満たすが欠員がない場合
- (3) 家庭福祉員保育委託申込に虚偽があることが判明した場合

5 前項第2号に該当することを理由として、家庭福祉員保育委託を不紹介としたときは、区長は、申込者が委託を希望する期間の開始の日の属する月の初日から起算して6か月の間（6か月が経過するまでの間に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度末日までの間。）を限度として当該申込みを有効なものとして取り扱うことができるものとし、当該期間が経過した後もなお当該期間の最終日の属する年度内における児童の委託を希望するときは、新たな申込みを行うことができる。

(保育手続)

第19条 家庭福祉員は、区長から紹介された児童を保育するものとし、保護者から健康診断書（児童用）（別記第13号様式）を徴し、児童の保育に関し、保育委託契約書（別記第14号様式）により保護者と契約を締結しなければならない。

2 区長は、前項の契約締結の報告があったときは家庭福祉員に延長保育料請求袋（別記第15号様式）を、保護者には連絡手帳（別記第16号様式）を交付するものとする。

3 家庭福祉員は、保護者と保育委託の解約をしたときは、解約届（別記第17号様式）により速やかに区長に届け出なければならない。

4 保育委託契約延長の申し入れを受けた家庭福祉員は、保護者から健康診断書（児童用）を徴し、保育委託契約書により契約を締結しなければならない。

5 保護者から徴した保育委託契約書（写し）及び健康診断書（児童用）は区長へ届け出なければならない。

6 第4項に規定する健康診断書（児童用）を徴することについて、家庭福祉員が当該児童に対し学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に準じた年2回の健康診断を実施し、児童票への記載がされている場合は、省略することができる。

(保育サポーターの雇上等)

第20条 2人以上の受託児童を保育する家庭福祉員は、別表に定める限度内において、専ら散歩等の際の保育を補助する保育サポーターを雇い上げることができる。

2 保育サポーターは、下記のいずれかの要件を満たし、かつ児童保育経験を有しているもので、保育サポーターの登録をしたものに限る。

- (1) 保育士、教員、助産師、保健師又は看護師の資格を有する者
- (2) 東京都若しくは区が主催する子育て支援員養成講座若しくは子育て支援者養成講座2級課程

を受講し、修了した者

- (3) 条例第23条第2項に規定する研修を修了した保育士若しくは保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者

- 3 保育サポーターは、家庭福祉員の指示を受けて、保育に従事しなければならない。
- 4 保育サポーターは保育を行うに当たって知りえた個人情報了他に漏らしてはならない。
- 5 区長は、家庭福祉員が保育サポーターを雇い上げた経費について、別表に定める委託料を家庭福祉員の請求に基づき支払うものとする。

(遵守事項)

- 第21条 家庭福祉員は、受託児童の保育に当たっては、保護者と児童の保育方法について十分協議し、児童の心身の発達の段階に応じて適切に行わなければならない。
- 2 家庭福祉員は、受託児童の健康管理に常に細心の注意を払うとともに、急を要する場合等のため、あらかじめ医師を指定しておかななければならない。
 - 3 家庭福祉員は、区長が別に定める家庭福祉員受託児童保育基準及びこれに基づく区長の助言、指導に従わなければならない。
 - 4 家庭福祉員及び補助者、調理員は、少なくとも年1回以上健康診断を受ける等、健康管理に十分留意しなければならない。
 - 5 家庭福祉員と保護者に紛争が生じたときは、両当事者間で円満に解決するように努めなければならない。
 - 6 3人（保育室を2階又は3階に設ける場合は、2人）を超える受託児童を保育する時間帯は、常時補助者を配置すること。
 - 7 保育施設内で調理する人員及び搬入施設からの搬入により受託児童に食事を提供する人員については家庭福祉員以外の者を雇用し、家庭福祉員自身が行わないこと。
 - 8 保育を行うに当たって知りえた個人情報了他に漏らさないこと。
 - 9 家庭福祉員は、保育を行うに当たっては受託児童の保育に専念すること。
 - 10 第8項及び第9項の規定は、家庭福祉員が雇用する補助者について準用する。

(報告)

- 第22条 家庭福祉員は、受託児童の保育日表（別記第19号様式）を1か月毎にとりまとめ翌月の5日までに区長に提出しなければならない。
- 2 土曜日に保育を実施した場合は、土曜保育完了届（別記第20号様式）を1か月毎にとりまとめ翌月の5日までに区長に提出しなければならない。
 - 3 家庭福祉員は、受託児童に事故等が発生した場合は、事故報告書（別記第21号様式）により速やかに区長に届け出なければならない。
 - 4 家庭福祉員は、疾病、災害等のため、受託児童の保育を適切に行うことができないときは、疾病・災害等届（別記第22号様式）により速やかに区長に届け出なければならない。
 - 5 家庭福祉員は、建物の構造、規模等の変更を希望するときは、建物の構造・規模等変更届（別記第23号様式）により、速やかに区長に届け出なければならない。
 - 6 家庭福祉員は、契約年度終了後30日以内に、当該年度の収支状況を家庭福祉員収支状況報告書（別記第24号様式）により区長に報告しなければならない。
 - 7 前項に定めるもののほか、区長は、必要があると認めるときは、家庭福祉員に報告を求めることができる。

(区費の支給等)

第23条 区長は、家庭福祉員と保護者が保育委託契約をしたときは、別表に定める委託料を家庭福祉員の請求に基づき支払うものとする。なお、保育費用の額の変更等により委託料の清算が必要な場合は、翌月以降の委託料により調整する。

(検査)

第24条 区長は、第7条の規定に基づく契約を締結した場合において、必要があると認めるときは、家庭福祉員に報告を求め、又は職員をして施設に立ち入らせて実地に検査させるものとする。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 昭和57年3月31日現在において、区長が板橋区家庭福祉員制度実施要綱（昭和53年4月1日区長決裁）に基づき認定している家庭福祉員で、区長が適当と認めるものは、昭和57年度に限りこの要綱によって認定した家庭福祉員とみなす。

付 則（昭和57年4月1日区長決定）

この一部改正は、昭和57年4月1日から適用する。

付 則（昭和58年4月1日区長決定）

この一部改正は、昭和58年4月1日から適用する。

付 則（昭和59年4月2日区長決定）

この一部改正は、昭和59年4月1日から適用する。

付 則（昭和60年4月1日区長決定）

この一部改正は、昭和60年4月1日から適用する。

付 則（昭和61年4月10日区長決定）

この一部改正は、昭和61年4月1日から適用する。

付 則（昭和62年4月7日区長決定）

この一部改正は、昭和62年4月1日から適用する。

付 則（昭和63年3月31日区長決定）

この一部改正は、昭和63年4月1日から適用する。

付 則（平成元年4月12日区長決定）

この一部改正は、平成元年4月1日から適用する。

付 則（平成2年3月31日区長決定）

この一部改正は、平成2年4月1日から適用する。

付 則（平成3年3月27日区長決定）

この一部改正は、平成3年4月1日から適用する。

付 則（平成3年5月31日区長決定）

この一部改正は、平成3年6月1日から適用する。

付 則（平成4年3月31日区長決定）

この一部改正は、平成4年4月1日から適用する。

付 則（平成5年3月24日区長決定）

この一部改正は、平成5年4月1日から適用する。

付 則（平成6年3月31日区長決定）

この一部改正は、平成6年4月1日から適用する。

付 則（平成7年3月30日区長決定）

この一部改正は、平成7年4月1日から適用する。

付 則（平成8年3月29日区長決定）

この一部改正は、平成8年4月1日から適用する。

付 則（平成8年9月26日区長決定）

この一部改正は、平成8年10月1日から適用する。

付 則（平成9年3月28日区長決定）

第1条 この一部改正は、平成9年4月1日から適用する。ただし、改正後の第14条の保護者負担の規定は、平成9年10月分以後の料金について適用し、9月分以前の料金については、なお従前の例による。

（経過措置）

第2条 第2条第1号の規定中、区長が特に認める場合の資格年齢は、平成9年度においては満70歳、平成10年度においては満69歳、平成11年度においては満67歳とする。

2 第2条第1号の規定にかかわらず、現に受託している児童については、平成10年度以降も1年に限り受託することができるものとする。

第3条 前条の規定にかかわらず、当該年度中に同条に規定する年齢に達する家庭福祉員（満70歳の者を除く）であって、当該年度に保育している児童を継続して翌年度に保育する場合には、翌年度1年間に限り受託できるものとする。

付 則（平成10年3月31日区長決定）

この一部改正は、平成10年4月1日から適用する。

付 則（平成11年2月3日区長決定）

この一部改正は、平成10年4月1日から適用する。

付 則（平成11年3月24日区長決定）

この一部改正は、平成11年4月1日から適用する。

付 則（平成12年3月28日区長決定）

この一部改正は、平成12年4月1日から適用する。

付 則（平成13年1月9日区長決定）

この一部改正は、平成12年4月1日から適用する。

付 則（平成13年10月5日決定）

1 この要綱は平成13年10月10日から施行する。

2 この要綱による改正後の板橋区家庭福祉員制度運営要綱別記第12号様式の規定は、平成14年4月1日以後の保育委託について適用し、同日前の保育委託については、なお従前の例による。

付 則（平成14年3月8日決定）

この一部改正は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成20年4月1日決定）

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月27日決定)

この一部改正は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月29日決定)

この一部改正は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年7月23日決定)

この一部改正は、平成22年7月23日から施行する。

付 則 (平成24年3月28日決定)

1 この一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の第9条第2項、第12条、第13条第4項及び第5項並びに別表の規定は、平成23年10月1日から適用する。

付則 (平成25年9月5日決定)

この一部改正は、平成25年9月5日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、第11条第2項の規定は平成26年4月1日から適用する。

付則 (平成26年2月20日決定)

この一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

付則 (平成27年3月31日決定)

この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付則 (平成28年3月31日決定)

この一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

付則 (平成29年3月31日決定)

この一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

付則 (平成30年3月23日決定)

この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付則 (平成31年3月26日決定)

この一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

付則 (令和2年3月6日決定)

この一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

付則 (令和3年3月12日決定)

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付則 (令和4年2月1日決定)

この一部改正は、令和4年2月1日から施行する。

付則 (令和4年2月1日決定)

この一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

ただし、改正後の別表の規定(処遇改善等加算Ⅲの規定の部分に限る。)は、令和4年10月1日から施行する。

付則

この一部改正は、令和5年1月1日から施行する。

付則

この一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

付則

この一部改正は、令和7年6月1日から施行する。

付則

この一部改正は、令和8年4月1日から施行する。

委託料基準(案)

区分	在宅	ベビールーム		
保育運営費				
(児童1人あたりの単価)	基本分単価	158,700円	135,800円	
	処遇改善等加算	1,930円×(加算率※+3.7)		
	資格保有者加算	6,190円+(60×加算率)		
	補助者加算	利用子どもが4人以上の場合 29,390円+(290×(加算率+41.9))		
		利用子どもが3人以下の場合 24,930円+(240×(加算率+23.0))		
	減価償却加算	11,300円		
	賃借料加算	51,600円		
冷暖房費加算	120円			
家庭的保育支援加算	63,910円			
土曜保育費	前月の実績により、翌月支払う。 補助者が不要な出席児童数の場合 日額11,000円 補助者が必要な出席児童数の場合 日額22,000円			
通勤費	ベビールーム家庭福祉員のみ 1か月の定期券等の実績 月額6,500円限度			
保育サポーター 雇上経費	在宅家庭福祉員のみ 1時間 1,569円 前月の実績により、翌月支払う。 保育サポーターの補助上限時間は、児童定員数に応じ次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは上限時間を超えて支払うことができる。 児童定員2名 72時間/年 児童定員3名・4名 144時間/年 児童定員5名 216時間/年			
定員未充足施設の 運営支援事業	基本分単価×4月から9月までの各月初日の対象者数 対象者数は、各施設の児童定員数に応じ、以下を上限とし、未充足の部分について補填する。 児童定員3名以下の場合：上限1名(ベビールーム家庭福祉員を含む) 児童定員4名以上の場合：上限2名			
家庭福祉員代替保育 連携施設利用料	前月の実績により、保育運営費から差引く。 保育利用料 日額4,800円×利用人数 給食代 日額450円×利用人数			

※ 保育運営費に係る加算率は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月内閣府告示第49号)(以下：「公定価格」という)及び施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日付府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号)に基づき、東京都知事が認定した加算率の基礎分と賃金改善要件分(キャリアパス要件分を除く)を積算根拠とする。東京都の認定により加算率が年度途中に変更となる場合は、契約日にさかのぼり調整する。

家庭福祉員申込書

※受領		年	月	日	※登録		年	月	日	※認定		年	月	日	
(あて先) 板橋区長 家庭福祉員を希望いたしますので申込みます。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <div style="text-align: center;">申込者氏名</div> <div style="text-align: right;">印</div>															
申 込 者	住 所														
	生年月日				年	月	日	歳							
	最終卒業(中退)校名										卒		中退		
	資 格														
	職 歴	期		間		勤 務 資 格			勤 務 先						
		年 月		～ 年 月											
年 月		～ 年 月													
年 月		～ 年 月													
年 月		～ 年 月													
家 庭 状 況 (同 居 人 を 含 む)	続柄	氏 名			生 年 月 日			年齢	性別	職 業		月 収			
指定医療機関 (病院・診療所)								診療科目		自宅から 徒歩 分					
								科							
もよりの警察 (派出所)								自宅から徒歩		分					
私は、 <div style="text-align: center;">が家庭福祉員になることに同意いたします。</div> <div style="text-align: center;">申込者との続柄 氏 名</div> <div style="text-align: right;">印</div>															

保育する家屋設備状況	家屋の平面図	種 別	自宅・借家・マンション その他 ()		
		間 数	部屋	室・面積 m ²	
		飲料水	水道・自家水道		
		冷蔵庫	有・無		
		屋外の遊び場	敷地内 敷地外		
		緊急避難場所	所在地 名称		
		※調理場	良・普通・不良	清・普・不	
		※ 保育場所	畳数	畳・板敷 m ²	
			通風	良・普通・不良	
			採光	良・普通・不良	
※安全性・その他					
付近の見取図	最寄の駅からの略図および避難場所（屋外遊び場も記入のこと）				
※調査員の意見					
※ 認 定 認定する・認定しない（否とする理由）					
※ 備 考					

※印は記入しないでください。

健康診断書 (板橋区家庭福祉員及・補助者・調理員)

氏名	家庭福祉員・補助者・調理員 (いずれかに○) 男・女		生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)	
身長	cm	視力	右 : ()		
体重	kg		左 : ()		
聴力	右 { 1000Hz 4000Hz	所見 なし・あり	左 { 1000Hz 4000Hz	検査方法 1 オーディオ 2 その他	
		所見 なし・あり			所見 なし・あり
胸部 エックス線	直接・間接 フィルム番号 撮影 年 月 日		所見 なし・あり		
血圧	初回	—	mmHg	2回目	
貧血 検査	血色素量	g/dℓ	血中 脂肪 検査	HDL コレステロール	mg/dℓ
	赤血球数	万/mm ³		LDL コレステロール	mg/dℓ
				中性脂肪	mg/dℓ
肝機能 検査	GOT :	IU/ℓ	尿検査	糖	— ± + ++ +++
	GPT :	IU/ℓ		蛋白	— ± + ++ +++
	γ-GTP :	IU/ℓ		ウロビリノーゲン	— ± + ++ +++
心電図 検査	潜 血 — ± + ++ +++				
既往症					
医師の 指示・就 業上の 注意					
年 月 日上記のとおり診断する。					
				医師	印

※補助者・調理員の場合は、雇用家庭福祉員名を記載→ _____

履 歴 書

年 月 日現在

写真貼付欄

(本人単身)
(胸から上)

ふりがな 氏 名

年 月 日生 (満 歳)	男・女
--------------	-----

ふりがな 〒 現住所

電話

ふりがな 〒 連絡先

電話

年	月	学歴・職歴など

年	月	免許・資格

その他特記すべき事項

得意な学科・分野

スポーツ

趣味・特技など

健康状態

志望の動機

本人希望記入欄

第4号様式

年 月 日

(あて先) 板橋区長

賃貸主

住所

氏名

借家貸主承諾書

賃借人 から申請のあった下記のことについて承諾します。

記

1. 賃貸建物の所在場所

2. 使用目的

板橋区からの委託による児童の保育

3. 使用期間

板橋区と申請人の間で、児童保育の契約を結んでいる期間。

第5号様式

第 号
年 月 日

様

板橋区長

家庭福祉員認定通知書

年 月 日付で申し込みのあった家庭福祉員については、下記
のとおり認定し、家庭福祉員台帳に登録したので通知します。

記

1 家庭福祉員氏名

2 家庭福祉員台帳登録番号 第 号

3 家庭福祉員登録有効期間 年 月 日から板橋区家庭福祉
員制度運営要綱第2条（家庭福祉員の資格）
及び第3条（家庭福祉員の年齢制限）に定め
る年齢までとする。

家庭福祉員台帳

登録		年 月 日			登録第		号		
本 人	ふりがな 氏 名			生年月日 (年齢)		年 月 日 (歳)			
	住 所			電話番号		()			
				最終学歴		卒・年中退			
	資格	保育士・教諭(幼・小・中・高・養)・保健婦・助産婦・看護婦 栄養講座(年度修了者)							
	主 な 職 歴	年 月～		年 月					
年 月～		年 月							
年 月～		年 月							
年 月～		年 月							
同 居 の 家 族	続柄	氏 名		生年月日		年齢	性別	職 業	月 収
もよりの警察署・派出所等名		所在地 電 話							
指 定 医 療 機 関	名 称			診療科目			保育場所から徒歩		
	所在地			小児科・内科・外科					
	電 話 ()			その他(科)			分		
保 育 す る 家 屋	種 別	自家・借家・マンション・公団・公営住宅			平屋 階建 階	間数		使用飲料水	
		その他()				室	m ²	水道・自家水道	
	保 育 場 所	畳敷	m ²	[通風] 良・普通・不良			冷蔵庫の有無		有・無
		板敷	m ²	[採光] 良・普通・不良			調理場所の状態		
	屋 外 遊 場	敷地内	m ²		公園	m ² (徒歩 分)			
敷地外		m ²		空き地		m ² (徒歩 分)			
緊 急 避 難 場 所	有 (名称または所在地) 無								

家屋平面図（保育場所を明記のこと）

付近の略図（屋外遊技場及び緊急避難場所）

年 月 日

様

板橋区長

家庭福祉員認定却下通知書

年 月 日付で申込みのあった家庭福祉員については、下記により認定
を却下します。

記

理由

(区の紋章)

板橋区家庭福祉員

第9号様式

家庭福祉員辞退届

(あて先) 板橋区長

私は、下記により家庭福祉員を辞退したく、ご承認くださいますようお願い
します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

記

1. 辞退年月日 平成 年 月 日

2. 辞退理由

第10号様式

年 月 日

様

板橋区長

家庭福祉員辞退承認書

家庭福祉員制度運営要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり辞退を承認したの
で通知します。

記

辞退承認年月日

平成 年 月 日

年 月 日

様

板橋区長

家庭福祉員認定取消通知書

家庭福祉員制度運営要綱第9条の規定に基づき、下記により取消したので通知します。

記

1. 取消年月日 年 月 日

2. 理由

家庭福祉員補助者届

年 月 日				
(あて先) 板橋区長				
家庭福祉員				
住所				
氏名 ㊟				
下記により補助者を雇用しますのでお届けいたします。				
ふりがな 補助者名		住所		
生年月日	年 月 日 歳	男・女	電話	
資 格	保育士・その他・なし	研修	研修名 () 修了日 (年 月 日)	
雇用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
勤務時間	午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで			
勤 務 日	1 家庭福祉員の保育日と同じ 2 その他 ()			
賃 金				
その他の 勤務条件等				
添付書類	1 健康診断書 2 履歴書 3 家族全員の住民票の写し 4 資格証明書の写し 5 研修修了証の写し			

※ 保育開始前に届けること

健康診断書

(児童用)

(ふりがな) 氏名		住所 板橋区	
生年月日	年 月 日生	年齢	歳 か月 男・女
身長	・ cm	離乳	未開始・添食開始 (か月)
体重	・ kg		未完了・完了 (年 月)
胸囲	・ cm	既往症	
頭囲	・ cm	疾病 異常	
栄養			
保育上の注意 事項			
<p>上記のとおり診断する。 所在地</p> <p>年 月 日 施設名</p> <p>医師 印</p>			

受託予定家庭福祉員名

のうえ、乙は甲に対して前条の医療費を負担するものとする。

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条本文の規定にかかわらず、本契約は終了する。

- (1) 乙が家庭福祉員を辞退し、板橋区長が承認したとき。
- (2) 板橋区長から、乙が家庭福祉員としての認定を取り消されたとき。
- (3) 児童における以下の要件を満たしたとき。
 - ①保育の必要性がないこと。
 - ②区民でないこと。
 - ③産休明けから3歳以上であること。
 - ④保育にあたり健康上の支障があること。
 - ⑤当該家庭福祉員と3親等以内の親族関係にあること。

第14条 甲は、乙が本契約を履行しなかったときは、本契約を解約することができる。

2 前項の規定に該当する場合を除き甲が本契約を解約しようとするときは、解約を予定する日の15日前までに（認可保育園等の入園が内定したときは、内定後ただちに）、甲は乙に対して予告しなければならない。

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合、乙は本契約を解約することができる。この場合において乙は速やかに板橋区長に報告するものとする。

- (1) 甲が保育料、延長保育料又は、甲が支払うべきその他の経費のいずれかについて、1か月以上にわたって支払いを滞ったとき。
- (2) 前号のほか、甲が本契約を履行しなかったとき。
- (3) 児童が傷病等のため、保育が不可能とみなされたとき。
- (4) 乙が傷病その他正当な事由により、児童の保育を行うことができなくなったとき。

2 前項各号のほか、乙が本契約を解約しようとするときは、解約を予定する日の15日前までに、甲及び板橋区長に対して予告しなければならない。

第16条 乙は、甲が児童を3日以上にわたって引取らないときは、児童福祉法第25条の規定に基づき福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。

2 前項の場合において、甲は乙に対する異議の申立て及び金銭その他のものの請求をすることができない。

第17条 本契約が終了し、又は解約されたときは、乙は、直ちに甲に児童を引渡さなければならない。

第18条 この契約の各条項の解釈について生じた疑義及びこの契約に定めのない事項は、甲、乙協議のうえ決定する。

第19条 この契約を締結する前に、乙は甲に対し、書面により重要事項を説明しなければならない。説明を受けた甲は、その内容について同意するときは、本契約書に記名し押印するものとする。

この契約の締結を証するため、甲と乙とは、この契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各その1通を所持するとともに、写し1通を板橋区長に提出する。

令和 年 月 日

甲 保護者（親権者）

住 所 板橋区

氏 名

印

乙 家庭福祉員

住 所 板橋区

氏 名

印

重要事項説明書による説明を受け、その内容について同意します。

保護者（親権者）氏名

印

延 長 保 育 料 請 求 袋

保護者氏名

様

家庭福祉員

氏名

住所

※裏面記載の金額（前月分延長保育料等）を毎月 5 日までに納めてください。

令和 年度家庭福祉員延長保育料領収証

保護者氏名					
児童名					
金額	項目 \ 月	4 月	5 月	6 月	7 月
	延長保育料	円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
	合計	円	円	円	円
	領収月日	月 日	月 日	月 日	月 日
領収印					
金額	項目 \ 月	8 月	9 月	10 月	11 月
	延長保育料	円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
	合計	円	円	円	円
	領収月日	月 日	月 日	月 日	月 日
領収印					
金額	項目 \ 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	延長保育料	円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
	合計	円	円	円	円
	領収月日	月 日	月 日	月 日	月 日
領収印					

第16号様式

家庭からの連絡

家庭での状況		月 日(曜日)
体温	: 度 分	前夜の食事 間食及び夕食の献立
機嫌	良い 普通 悪い	:
睡眠	: ~ : : ~ :	よくたべた・ふつう・たべない
入浴	済 否	今朝の食事 献立
前夜 排便	回 (軟 普通 硬)	:
今朝 排便	回 (軟 普通 硬)	よくたべた・ふつう・たべない
連絡事項		

家庭福祉員からの連絡

月 日(曜日)		受託時間 時 分~ 時 分
時間	内容	今日の延長時間 時 分~ 時 分 延長保育時間 時間 分です。 食事・間食などの献立
		7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
		よくたべた・ふつう・たべない
		排便 : 軟・普通・硬 : 軟・普通・硬
	連絡事項	体温 : 度 分

解 約 届

年 月 日	
(あて先) 板橋区長	
家庭福祉員 氏 名	
下記の者との保育委託契約について、年 月 日付で解約しましたので、お届けします。	
保 護 者	氏 名
	住 所 板橋区
児 童 氏 名	男・女 年 月 日生
理 由	<p>1 保育園（幼稚園）へ入園のため (保育園) (幼稚園)</p> <p>2 引越のため (都道府県 区市町村)</p> <p>3 親族が養育するため (母・祖母・その他)</p> <p>4 その他 ()</p>

保育日表（完了届内訳書）

令和 年 月

家庭福祉員

日 付	曜 日	児童氏名及び保育時間			補助者	年 次 休 暇	開室状況	代替保育
								氏名／園名
1		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
2		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
3		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
4		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
5		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
6		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
7		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
8		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
9		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
10		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
11		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
12		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
13		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
14		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
15		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
16		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
17		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
18		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
19		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
20		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
21		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
22		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
23		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
24		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
25		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
26		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
27		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
28		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
29		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
30		: ~ :	: ~ :	: ~ :				
31		: ~ :	: ~ :	: ~ :				

※児童が欠席した場合はその理由を記載すること

※平日に家庭福祉員が保育室で勤務しない場合は、**児童の欠席理由に関わらず**年次休暇欄に○を記入すること

土曜保育完了届

年 月 日

板橋区長様

受託者 住所

氏名

下記のとおり業務を完了したのでお届けいたします。

(令和 年 月分)

日付	児童氏名	保育時間	保護者 確認欄
年 月 日 (土)		: ~ :	
		: ~ :	
		: ~ :	
年 月 日 (土)		: ~ :	
		: ~ :	
		: ~ :	
年 月 日 (土)		: ~ :	
		: ~ :	
		: ~ :	
年 月 日 (土)		: ~ :	
		: ~ :	
		: ~ :	
年 月 日 (土)		: ~ :	
		: ~ :	
		: ~ :	

確認年月日	令和 年 月 日		
確 認	課長	係長	担当者

第21号様式

年 月 日

(あて先) 板橋区長

家庭福祉員 住 所

氏 名

事 故 報 告 書

年 月 日保育受託中において、下記の事故が発生しましたので、ご報告いたします。

記

1 受託児童
氏 名
住 所
生年月日
保護者名

年 月 日 (歳 月)

2 事故内容

3 事故状況

4 対応内容

5 保護者への連絡等

第23号様式

年 月 日

(あて先) 板橋区長

家庭福祉員 住 所

氏 名

印

建物の構造・規模等変更届

下記について、変更を希望いたしますのでお届けいたします。

記

1 変更内容

番号	内 容	変 更 前	変 更 後
1	建物の構造 規模の変更		※平面図を添付すること。
2	資格（免許）取得		資格（免許）名 取得年月日
3			

2 変更理由

3 変更時期

年 月 日

第24号様式

令和 年 月 日

(あて先) 板橋区長

家庭福祉員 住所

氏名

令和 年度家庭福祉員収支状況報告書

板橋区家庭福祉員制度運営要綱第22条第6項の規定により、下記書類を添付のうえ、報告いたします。

記

- 1 添付書類 収支状況表

収支状況表

[収入]

	項 目	内 訳	金 額
区支払額	板橋区委託料		
	板橋区補助金		
	板橋区補助金		
	小 計		
保護者負担金	保育料		
	時間外保育料		
	実費		
	小 計		
その他			
	小 計		
	合 計		

収支状況表

〔支出〕 1 家庭福祉員の運営に要した経費

項 目	内 訳			金 額
事務費	交通費			
		氏名	単価	利用回数
	通勤費			
	区主催研修等 交通費			
	その他交通費			
	交通費 小 計			
	研修参加費			
	消耗品費			
	文具用品			
	印刷用紙 ・インク			
	電池			
	給食用消耗品 ・調理器具			
	衛生用品			
	その他 消耗品費			
	消耗品費 小 計			
	役務費			
	電話			
	郵便			
	インターネット			
	火災保険料			
広告宣伝費				
その他役務費				
役務費 小 計				

収支状況表

〔支出〕 1 家庭福祉員の運営に要した経費

	項 目	内 訳	金 額	
事務費	賃借料			
	雑費			
	青色申告会			
	会費等			
	ゴミ処理券			
	会議費			
	交際費			
	租税公課			
	その他雑費			
	雑費 小 計			
合 計(2)				

〔支出〕 2 使途に制限がある補助金を利用した経費

補助金名	内 訳	金 額
合計(3)		

収支状況表

[支出] 3 児童の保育に要した経費

項 目	内 訳			金 額	
保育費	食費				
	食材・給食費	一食あたり単価	食数	月あたりの合計金額	
		4月	×	=	円
		5月	×	=	円
		6月	×	=	円
		7月	×	=	円
		8月	×	=	円
		9月	×	=	円
		10月	×	=	円
		11月	×	=	円
		12月	×	=	円
		1月	×	=	円
		2月	×	=	円
		3月	×	=	円
	その他食費				
食費 小 計					
保健・ 衛生費					
災害対策費					
修理費					
修繕費					
児童健康管理費					
入所時 健康診断					
その他 児童健康管理費					
児童健康管理費 小 計					

収支状況表

〔支出〕 3 児童の保育に要した経費

項 目	内 訳	金 額	
保育費	教材・保育用品費		
	図書・絵本		
	おもちゃ		
	保育用品		
	季節教材費		
	児童用衣類		
	寝具		
	園芸		
	その他 教材・保育用品費		
	教材・保育用品費 小 計		
	光熱水費		
	電気代		
	ガス代		
	水道代		
	光熱水費 小 計		
雑費			
合 計(4)			
支出総計 (1)+(2)+(3)+(4)			

家庭福祉員人件費 (収入額-支出額)	金額
	円

支出／収入	
-------	--

延長保育実施届

東京都板橋区長 様

所在地 _____
家庭福祉員名 _____
(ベビールーム名 _____)

延長保育事業を下記のとおり実施いたします。

実施施設名			
実施施設所在地			
開所時間			
延長時間			
対象予定児童数	(人)		
延長保育料(※)	月額	円	日額 円
延長保育料徴収方法			
延長保育士等の配置			

※表中に書ききれない場合は別紙を添付すること。(様式任意)